

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する命令の一部を改正する命令（案）及び個人番号カード等に関する技術的基準の一部を改正する件（案）」に対する意見募集の結果について

令和 8 年 10 月 15 日
デジタル庁デジタル社会共通機能グループ
総務省自治行政局

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する命令の一部を改正する命令（案）及び個人番号カード等に関する技術的基準の一部を改正する件（案）」について、令和 8 年 8 月 31 日から同年 9 月 30 日まで御意見の募集を行ったところ、26 件の御意見をいただきました。

命令案等に関するいただいた御意見の概要及びそれに対するデジタル庁の考え方について、以下のとおりまとめました。なお、とりまとめの都合上、いただいた御意見を適宜整理させていただいております。

また、本改正と直接の関係がないため掲載しなかった御意見についても、今後の施策の推進に当たって、参考にさせていただきます。

貴重な御意見をいただき、厚く御礼申し上げます。

御意見の概要	御意見に対する考え方
私は、減税推進、日本人ファースト、行政事務の徹底削減、国民に対する政府の過剰介入の排除、中国製品の全面使用禁止、ならびに外国人及び帰化人の起訴時点での国外退去・帰化剥奪を基本立場とする一国民として、本件改正案に強く反対し、以下のとおり意見を述べます。本件はマイナンバーカード代替電磁的記録（いわゆるスマホ用マイナンバー）の Android 端末対応拡大等を内容としますが、あらゆる角度から見て重大な問題を孕んでいます。 ### 1. 減税派の立場から：国民負担増と財政浪費の拡大 本件改正は、地方公共団体情報システム機構（機構）を中心としたシステム整備、送信用プログラムの基準強化、電子署名の	御意見として承ります。

管理、失効事由の細分化などを伴います。これらはすべて国民の税金で賄われます。デジタル庁・総務省は「利便性向上」「行政運営の簡素化・効率化」を謳いますが、実態は新たな巨額のシステム投資、運用・保守費、セキュリティ対策費の恒常的発生です。マイナンバー関連事業は既に累計で巨額の血税を投入してきたにもかかわらず、カード普及率・利用率・トラブル発生状況を直視すれば、費用対効果は著しく低いと言わざるを得ません。

減税こそが景気回復と国民生活向上の本道です。これ以上のデジタル関連支出を増やさず、既存の紙ベース・対面手続を維持・簡素化する方向で行政コストを徹底削減すべきです。本件改正による追加支出を即時中止し、その分を消費税減税・所得税減税・社会保障負担軽減に回すことこそが優先課題です。

2. 行政事務の削減の立場から：複雑化と新たな事務負担の創出

改正案は「送信用プログラムが満たす基準」を細かく定め、失効事由をプログラムの機能差に応じて区分し、カード代替電磁的記録の数確認や再発行通知機能、有効期間満了把握機能などを義務付けようとしています。

これは行政側・民間側双方に新たな確認・管理・対応事務を増やします。スマートフォン OS のアップデート、端末機種変更、アプリ不具合、通信環境の違いなどにより、失効・再発行・問い合わせが多発する可能性が高く、結果として窓口負担・コールセンター負担・システム改修負担が増大します。

「行政事務の削減」を真に目指すなら、マイナンバー制度そのものの縮小・原則任意化・紙媒体中心への回帰こそが必要で

す。デジタル化を進めるほど事務は複雑化し、結局は国民と現場の負担増になります。

3. 過剰な国民への政府介入の立場から：監視社会化の加速

マイナンバーは既に個人を一意に識別し、税・社会保障・行政手続を横断的に結びつける仕組みです。これをスマートフォンに常時搭載可能な電磁的記録として拡大することは、政府による国民の位置情報・利用状況・行動履歴の把握可能性を飛躍的に高めます。

「利便性」を餌に、国民が常時携帯する端末を政府管理の ID 端末化する動きは、明らかに過剰な介入です。技術的基準の詳細を定め、機構が電子署名を管理し、送信機能に制限を加えること自体が、国家による技術的・制度的コントロールの強化にほかなりません。

国民の私生活・財産・自由を守るためには、政府が個人を常時識別・追跡できる仕組みをこれ以上拡大してはなりません。マイナンバーカード代替電磁的記録の導入・拡大を中止し、既存のマイナンバー制度についても利用範囲の厳格な限定とオプトアウト（拒否権）の拡大を求めます。

4. 中国製品の使用禁止の立場から：安全保障上の重大リスク

スマートフォン端末・部品・チップセット・ソフトウェアの多くは中国企業または中国依存のサプライチェーンに依存しています。Android 端末の拡大を進める本件改正は、中国製または中国関連部品を含む端末を通じて、マイナンバー関連情報が中国当局や関連組織に漏洩・窃取されるリスクを制度的に容認するものです。

技術的基準をいくら定めても、ハードウェア・ファームウェアレベルでのバックドアやサプライチェーン攻撃のリスクは排除できません。国家の基幹 ID であるマイナンバーを扱うシステムに中国製品・中国依存部品を使用することは、国益・国民の安全に対する重大な脅威です。

よって、マイナンバー関連システム・端末・アプリ・通信機器において中国製品（部品・ソフトウェアを含む）の使用を全面禁止し、国産または信頼できる同盟国製品のみを許可する厳格な調達基準を直ちに導入すべきです。この点が担保されない限り、本件改正は絶対に認められません。

5. 日本人ファースト、ならびに外国人・帰化人の起訴時点での国外退去・帰化剥奪の立場から

マイナンバー制度の拡大は、日本人の個人情報を中心管理する仕組みを強化します。ここに外国人・帰化人が関与するリスクを看過できません。

- 外国人・帰化人が行政職員・システム関係者・委託事業者として関与した場合、情報漏洩・不正利用のリスクが高まります。
- 犯罪を犯した外国人・帰化人については、起訴された時点で即時国外退去処分とし、帰化人については帰化を剥奪すべきです。国家の基幹個人情報システムにアクセスしうる立場に、犯罪リスクを抱える者を置いてはなりません。
- 日本人ファーストの観点から、マイナンバー関連業務・開発・運用・監査に従事できる者は、原則として日本国籍を有し、かつ一定期間以上の居住・貢献実績を持つ者に厳格に限定すべきです。

本件改正は、こうした国籍・忠誠に関する安全保障上の配慮を全く欠いています。

デジタル化を進める前に、まず外国人犯罪への厳格対応と帰化審査・事後監督の強化を先行させるべきです。

6. その他の総合的問題

- セキュリティ事故が発生した場合の責任の所在が不明確であり、国民が被害を被っても十分な補償が期待できません。
- iOS と Android で対応時期・機能差が生じることで、さらなる不公平と混乱を招きます。
- 「デジタル社会形成」を理由に、実質的にマイナンバーの強制利用を進める方向性は、憲法が保障する個人の尊重・プライバシーに反します。
- 利便性を強調する一方で、高齢・障害者・デジタル機器を持たない国民への配慮が不十分であり、事実上の排除を生みます。

結論・要望

以上の理由から、本件改正案は全面的に撤回すべきです。

仮に部分的に進めるとしても、

1. 追加の国民負担を一切生じさせないこと（減税財源の確保）
2. 行政事務を実質的に削減すること
3. 国民の同意なしに監視・追跡可能な仕組みを作らないこと
4. 中国製品・中国依存部品の完全排除
5. 外国人・帰化人に関する厳格な入国・在留・帰化管理（起訴時点での退去・帰化剥奪を含む）

を最低限の前提条件として明記し、これらが満たされない限り施行を認めないことを強く求めます。

日本人の生命・財産・自由・税金を守るため、政府は「便利さ」の名のもとに国家管理を拡大するのではなく、減税と行政縮小と日本人ファーストを徹底してください。 以上	
独立した専門家の第三者委員会が監視してほしいです。情報流出が怖いです。 専門家達としっかり議論してほしいです。 きちんとその過程も周知させてほしいです。 (ほか同旨3件)	カード代替電磁的記録に係る仕組みについては、国民の皆様に使いやすい仕組みとするとともに、国際標準に準拠するなど、個人情報保護に配慮しつつ必要な対策を講じることにより、セキュリティを確保してまいります。
旅行先や出張先、また災害時など、常にマイナンバーカードを携帯しているとは限らない状況でもスマートフォンに搭載した「カード代替電磁的記録」を活用し、必要な本人確認や医療・福祉サービスを受けられる仕組みを今後さらに拡充していただきたいです。 特に災害時には、自宅にカードを置いたまま避難したり、カードを紛失・破損したりする可能性があります。 そのような場合でも、スマートフォンを利用して本人確認ができ、医療機関や避難所、福祉サービス等で必要な支援を円滑に受けられる仕組みがあることは、大きな安心につながると考えます。 また、旅行先や出張先で急な受診が必要になった場合などにも、物理的なマイナンバーカードを持ち歩かなくても、スマートフォンによって本人確認や必要な医療・福祉情報の確認につながる仕組みを整備していただきたいです。 単にマイナンバーカードの代替としてではなく、「カードを持っていない状況でも必要な人が必要な行政・医療・福祉サービ	貴重な御意見をありがとうございます。いただいた御指摘を踏まえ、よりよい制度となるよう引き続き取り組んでまいります。

スを受けられる仕組み」として、今後の制度設計に反映されることを希望します。	
「送信用プログラムが満たす基準」について 「過去にカード代替電磁的記録の送信を行った相手方以外の者に対し、当該送信されたカード代替電磁的記録を送信しない機能」について、従来は必須要件ではなかったということか。 今回これを必須要件に加えたのは、どのようなリスクを想定しているのか。また改正前のルール下において、利用者に危険性は無いのか。	「過去にカード代替電磁的記録の送信を行った相手方以外の者に対しては、当該送信されたカード代替電磁的記録を送信しない機能」を有することは従来から送信用プログラムの満たすべき基準となっており、引き続き原則満たすべき基準として維持しつつ、今般の改正によって、例外的に過去にカード代替電磁的記録の送信を行った相手方以外の者に対し、当該送信されたカード代替電磁的記録を送信できるよう見直しを行おうとするものです。
意見 1（送信用プログラムの基準(1)(2)の選択について） 改正案では、送信用プログラムが有すべき機能として(1)と(2)のいずれかを選択できることとされているが、どのような場合にいずれの機能を選択するか判断基準が示されていない。選択の基準、及び両者が同等の安全性を確保すると評価する根拠を明らかにされたい。 意見 2（機種変更時の取扱いについて） (1)の機能は、過去に送信を行った相手方の情報を送信用プログラムが保持することを前提とすると解されるが、機種変更等により端末が変更された場合、当該情報は引き継がれるのか。引き継がれない場合、端末の変更によって本基準が意図する制限が事実上及ばなくなると考えられるため、この点についての考え方を示されたい。 意見 3（「例外的な場合」の範囲について） 「例外的な場合を除いて」とされているが、当該例外の具体的な範囲が概要資料からは明らかでない。例外に該当する場合を	(意見 1) 地方公共団体情報システム機構へ通知する機能に応じて異なる基準が適用されます。当該通知は契機こそ異なりますが、地方公共団体情報システム機構への通知という点で性質が同じであり、同等の基準と整理しております。 (意見 2) 本規定は、過去にカード代替電磁的記録の送信を行った相手方以外への送信ができなくなった旨を地方公共団体情報システム機構に通知する機能を送信用プログラムに求めるものです。機種変更の際に過去の送信先情報を引き継ぐことは求めておりません。 (意見 3) 「過去にカード代替電磁的記録の送信を行った相手方以外の者からの送信の求めに対して、当該過去に送信を行ったカード代替電磁的記録を送信しなければ、当該送信の求めに対し、速やかに送信することができない状況にある場合」を想定しております。 (意見 4)

具体的に示されたい。 意見 4（既存の利用者への適用関係について） 本改正は公布日施行とされているが、令和 7 年 6 月 24 日以降既に利用が開始されている iOS 端末のカード代替電磁的記録及び送信用プログラムについて、改正後の基準がどのように適用されるのか、経過措置の可否を含めて示されたい。	既に認定を受けている送信用プログラムについては、改正後の基準に基づき認定を受けたものとみなす経過措置規定を設けることとしております。
件名：送信用プログラムの新規発行要求通知方式と失効・新規発行処理との規定上の接続について 本案では、送信用プログラムが地方公共団体情報システム機構に対して通知を送信する機能の違いに応じて、異なる失効事由を適用するとされています。 また、送信用プログラムが満たす基準として、過去にカード代替電磁的記録の送信を行った相手方以外の者に対する送信を行うことができなくなった旨の通知を送信する機能、又は発行されたカード代替電磁的記録のうち送信された記録の数を確認し、直ちに当該カード代替電磁的記録に代わる新たなカード代替電磁的記録の発行を求める旨の通知を送信する機能のいずれかを有することとされています。以下、後者を「新規発行要求通知方式」といいます。 しかし、公表資料からは、特に新規発行要求通知方式について、具体的にどの失効事由が適用され、その失効事由がどの規定によって既存の新規発行処理に接続するのかを、一連の対応関係として確認することができません。 本意見は、Android 端末の技術仕様そのものの説明を求めるものではありません。本案自身が、通知を送信する機能の違いに応じて異なる失効事由を適用することを改正内容としているため、その新たな通知方	送信用プログラムが地方公共団体情報システム機構に対して、発行されたカード代替電磁的記録の全部を送信した旨の通知を送信する機能を有する場合には、当該通知が機構に到達したときにカード代替電磁的記録は失効します。ただし、発行されたカード代替電磁的記録の全部を送信した場合であっても、例外的に送信可能な状態が継続するときは、当該状態が終了したときにカード代替電磁的記録は失効します。 送信用プログラムが、送信されたカード代替電磁的記録の数を確認し、機構に対し、新たなカード代替電磁的記録の発行を求める旨の通知を送信する機能を有する場合には、当該通知が機構に到達したときにカード代替電磁的記録は失効します。ただし、発行されたカード代替電磁的記録の全部を送信した場合において、例外的に送信可能な状態が継続するときは、当該状態が終了したときにカード代替電磁的記録は失効します。

式と失効事由との対応及びその後の新規発行処理への接続を確認対象とするものです。 そこで、新規発行要求通知方式から失効及び新規発行に至る規定上の接続が既に存在する場合には、一般の意見提出者が個別の照会を行わなくても、新規発行要求通知方式、これに適用される具体的な失効事由及びその失効事由から新規発行に至る規定上の接続を一連の関係として追跡できるよう、意見募集期間中の公表資料又は既存の公表資料への参照によって確認可能な状態としてください。 既存の公表資料によってこの対応関係を既に確認できる場合には、新たな資料の作成を求めるものではなく、該当する条項又は箇所及びその対応関係を識別できる参照先を示すことで足りると考えます。単に関係法令一般を示すのではなく、新規発行要求通知方式から具体的な失効事由を経て新規発行へ至る関係を追跡できれば、本意見の要求は満たされたものと考えます。 一方、当該接続が現時点で未確定である場合には、その旨及び現時点で予定している新規発行要求通知方式と失効・新規発行との対応関係を、本案に対する意見形成に必要な範囲で確認できるようにしてください。 なお、本意見は、新たな失効制度、新たな報告義務、新たな組織若しくは監督制度の創設、送信用プログラムの技術方式の指定又は新規発行要求通知方式そのものの変更を求めるものではありません。既存の規定によって必要な接続が成立している場合には、その一連の対応関係を公表資料から確認できる状態となった時点で、本意見の要求は満たされたものとしします。	
カード代替電磁的記録について、本人による事後的な監査可能性を確保すべき	(意見1) 送信用プログラムによるカード代替電磁的記録の送信履歴の管理、利用者に対する

カード代替電磁的記録をスマートフォンで利用可能とすることは、本人確認等の利便性を向上させるものとして有用であると考えます。また、現行制度及び今回の改正案において、送信時の本人確認、送信内容の確認、送信先の制限、失効処理、電子署名等の安全対策が設けられていることについても評価します。

一方で、これらは主として「不正な送信や利用を防止するための措置」であり、本人が利用後に、自分のカード代替電磁的記録がどのように利用されたかを検証できる仕組みとは別の問題であると考えます。

今回の改正案では、送信用プログラムについて、過去に送信した相手方以外への送信を制限する機能や、送信済みのカード代替電磁的記録の数を確認する機能等が想定されています。このことから、システム側ではカード代替電磁的記録の送信状況を把握するための情報が必要になると考えられます。

しかし、今回示された改正内容からは、そのような送信状況に関する情報を本人が事後的に確認できる仕組みについては明確にされていません。

現行制度における「送信する情報を本人が確認し、承諾する仕組み」は、送信時の本人の意思確認として重要です。しかし、本人がその場で意図して承諾した場合であっても、後日、自分の情報が実際にどの事業者・行政機関等に送信されたのか、いつ利用されたのか、どのような目的で利用されたのかを確認できなければ、不正利用や想定外の利用を発見することは困難です。

そこで、今回の改正にあたっては、現行

表示内容その他の具体的な実装は、法令に定める認定基準への適合を前提に、送信用プログラムの仕様により行われることとなります。いただいた御意見については、今後の制度運用の参考とさせていただきます。

(意見 2)

カード代替電磁的記録の発行及び失効等に係る電磁的記録は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する命令（平成二十六年総務省令第八十五号）第 39 条の 19 各号に規定されている電磁的記録の区分に基づき、地方公共団体情報システム機構が保存することになっております。

(意見 4)

カード代替電磁的記録は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する命令第 39 条の 9 第 1 項及び第 39 条の 11 第 1 項第 3 号並びにカード代替電磁的記録サービス利用者規約第 7 条に基づき、本人から届出があった場合に失効させることができます。

その他の御意見につきましては、今後の参考とさせていただきます。

の安全対策に加えて、本人による事後的な監査可能性を制度として明確に確保することを求めます。

具体的には、少なくとも以下について検討していただきたいです。

意見 1. 本人が、自身のカード代替電磁的記録について、利用・送信の日時、送信先、利用目的等を一定範囲で事後的に確認できる仕組みを設けること。

意見 2. その確認に必要となる監査証拠について、誰が、どの期間、どのような情報を保存するのかを明確にすること。

意見 3. 第三者の個人情報、事業者の営業上の秘密、システムの安全性等に配慮する必要がある場合には、必要な情報をマスキングするなどして、本人による監査可能性とセキュリティを両立させること。

意見 4. 本人が不正利用や意図しない利用を発見した場合に、利用停止、訂正、調査、問い合わせ、救済等につなげられる手続を明確にすること。

意見 5. 行政機関だけでなく、カード代替電磁的記録を利用する民間事業者についても、本人が自身の情報の利用状況を確認できるよう、必要な記録及び説明責任を求めること。

特に、「本人が送信前に許諾できること」と「本人が送信後に利用状況を監査できること」は異なるため、前者をもって後者まで確保されているとは考えないでいただきたいです。

デジタル化された本人確認制度では、本

人の情報を守るための予防的なセキュリティ対策だけでなく、問題が発生した場合に本人自身がそれを発見・検証できる仕組みも重要です。 行政や事業者側だけが利用状況を把握でき、本人側からは確認できない状態では、制度に対する利用者の信頼を十分に確保することは困難です。 したがって、今回の改正を契機として、「安全に利用できること」だけでなく、「本人が自分の情報の利用状況を検証できること」まで含めた本人中心の安全管理の仕組みを整備することを求めます。	
スマートフォンへのマイナンバーカード搭載は、行政サービスの利便性向上に大きく寄与する取組であり、本人の同意を前提として、行政機関間や官民連携によるデータ活用によって行政手続の簡素化やサービス向上を期待する利用者もいる。 その際、利用者が安心して利活用を受け入れられるよう、カード代替電磁的記録が利用された場合には、利用日時や利用先等を本人が容易に確認できる仕組みの整備もあわせて検討いただきたい。 利用状況の即時通知や閲覧機能があれば、私はより積極的なデータ活用に賛成である。	送信用プログラムによるカード代替電磁的記録の送信履歴の管理、利用者に対する表示内容その他の具体的な実装は、法令に定める認定基準への適合を前提に、送信用プログラムの仕様により行われることとなります。いただいた御意見については、今後の制度運用の参考とさせていただきます。
意見 1 失効事由を送信用プログラムの機能に応じて分けることについて 改正の概要（１）は、送信用プログラムが機構に通知を送信する機能の違いに応じて異なる失効事由を適用するとしています。この区分の妥当性を再検討すべきと考えます。 理由は、どちらの機能を備えるかを決め	（意見 1） 今回の改正により結果公示においてお示ししている新旧対照条文のとおり、第 39 条の 22 第 5 号を改正し、送信用プログラムの満たすべき基準として送信用プログラムの有する機能に応じて同号イ・ロのいずれかが適用されることとなります。第 39 条の 11 第 1 項第 1 号では、第 39 条の 22 第 5 号イ・ロのいずれかに応じて、異なる失効事由が適用されますが、いずれも送信用プロ

るのは利用者ではなく、端末事業者およびプログラム提供者だからです。利用者は自らの選択によらない実装差によって、失効の発生条件という制度上の待遇に差を受けることになります。

現に本件では、iOS 端末で令和 7 年 6 月 24 日に利用が開始され、Android 端末は令和 8 年秋頃の開始が予定されており、実装は事業者ごとに段階的です。仮に国内のスマートフォン利用者をおおむね iOS と Android で二分すると、いずれの方式が適用されるかによって、数千万人規模の利用者が二つの異なる失効条件の下に置かれる計算になります。同一の法的効果を持つ本人確認手段について、これだけの規模の待遇差が実装依存で生じることを、案は説明していません。

したがって、失効事由の区分について、利用者から見た効果の同等性がどのように確保されるのかを明示すべきです。

意見 2 再発行方式における物理カードの可否について

改正の概要（2）に示された二つ目の方式について、新たなカード代替電磁的記録の発行を求める際に個人番号カードの読み取りを要するのか否かを明示すべきと考えます。

理由は、この点が本制度の目的の達成度を左右するからです。カード代替電磁的記録は、個人番号カードを持ち歩かずに本人確認を行えるようにする趣旨で設けられたものですが、この方式は送信済みの記録の数を確認して直ちに再発行を求めるものであり、利用の都度、発行手続が生じ得る構造になっています。

グラムからの通知が地方公共団体情報システム機構へ到達したとき又はただし書に定める事由により失効することとなります。そのため、第 39 条第 1 項第 1 号に定めるカード代替電磁的記録の失効事由は、いずれも同等の基準によるものとなり、利用者にとっての効果も同等になると考えております。

（意見 2）

概要資料中 2（1）で示した事由によりカード代替電磁的記録が失効した場合、新たなカード代替電磁的記録の発行に際しマイナンバーカードの読み取りは不要になります。

（意見 3）

御意見として承ります。

（意見 4）

送信用プログラムの認定に当たっては、国民の皆様に安心してご利用いただけるよう、法令において必要な認定基準を定めるとともに、当該基準への適合性を確認した上で、主務大臣による認定を行っております。

その他の御意見につきましては、今後の参考とさせていただきます。

仮に、ある利用者が本人確認または年齢確認のために月 2 回この記録を送信するとすれば、年間 24 回の再発行手続きが生じます。このとき発行申請に物理カードの読み取りが必要であれば、利用者は年 24 回カードを取り出すことになり、カードを持ち歩かないという制度目的は実質的に成り立ちません。案文はこの点に触れていません。

したがって、再発行時の手続き要件を明示し、物理カードを要する場合には制度目的との関係を説明すべきです。

意見 3 端末費用の上昇局面において送信用プログラムの基準に更新可能性が含まれていないことについて

改正の概要（２）が定める送信用プログラムの基準に、当該プログラムが動作する端末および OS がセキュリティ更新を受けられる状態にあることを担保する要件、または更新が受けられなくなった場合の取扱いを加えるべきと考えます。

理由は、案が求めているのが機能の有無のみであり、その機能が安全に動作し続ける条件が要件の外に置かれているからです。カード代替電磁的記録の安全性は、送信用プログラム単体ではなく、端末と OS を含む全体で決まります。そして端末の更新可能性は、利用者の意識ではなく端末価格に強く左右されます。

現在、その端末価格は上昇局面にあります。端末価格の上昇が続く局面では、保有率が高いことは安全性の担保になりません。本案は送信用プログラムの機能要件のみを定め、それが動作する端末が更新を受

けられる状態にあるかを問うていないため、この層を制度上把握することができません。

したがって、送信用プログラムの基準に、端末およびOSの更新可能性に関する要件を加えるか、少なくとも更新の提供が終了した端末におけるカード代替電磁的記録の取扱いを明示すべきです。あわせて、更新を受けられない利用者が不利益を受けずに手続を行える経路を、制度上維持すべきです。

意見4 機能要件のみで運用上の安定性を担保できるかについて

送信用プログラムの基準について、機能の有無に加え、実際の利用環境における動作の安定性を確認する仕組みを設けるべきと考えます。

理由は、機能を備えていることと、利用者の手元で安定して動作することが同一ではないからです。

認定または確認の過程において、実利用環境での動作検証と、不具合発生時の代替手段の確保を基準に位置付けるべきです。

意見5 安全管理上の責任配分の明示について

カード代替電磁的記録に係る事故が生じた場合の責任配分を、本改正に併せて明示すべきと考えます。

理由は、本制度が個人番号カードと同等の法的効果を持つ本人確認手段でありながら、その安全性を支える要素の多くが国の管理下でないからです。物理カードでは、券面と半導体集積回路の管理主体が明確で

す。一方、カード代替電磁的記録では、記録そのもの、送信用プログラム、端末、OSの少なくとも4層に管理主体が分かれます。 本案は、機構が有効期間の満了を把握する機能や、電子署名を署名符号の使用期間ごとに行うことを定めるなど、発行者側の管理については規定を置いています。しかし、端末側の要因により不正な送信または成りすましが生じた場合に、利用者の管理義務違反として整理されるのか、制度側が更新可能性を要件としなかったことの帰結として整理されるのかは、案文からは判断できません。4層のうち国が直接規律しているのは実質的に1層であり、残る3層に起因する事故の帰責が未定のまま運用が始まることになります。 したがって、本改正に併せて、事故時の責任配分と、利用者に求められる管理の水準を明示すべきです。	
Android 端末でもカード代替電磁的記録を利用できるようにすることは、マイナンバーカードの利便性向上につながる一方、スマートフォンは日常的に持ち歩く端末であり、紛失、盗難、マルウェア感染、端末乗っ取り、認証情報の窃取等が発生する可能性を完全になくすことは難しいと考えます。 今回の改正案で、送信用プログラムについて、原則として過去にカード代替電磁的記録を送信した相手方以外には送信しない機能や、必要に応じて新たなカード代替電磁的記録の発行を求める機能を設ける方向は、安全性を高める上で重要だと考えます。 その上で、送信先を制御するだけでな	スマートフォンのマイナンバーカードを安全・安心に利用できるように、技術面や運用面の観点から安全な利用環境の整備に取り組んでいます。今後も国民の皆様からの御理解を得られるように努めてまいります。

く、万一端末又は通信経路が侵害された場合にも、取得された情報だけでは本人の基本4情報等を容易に復元・利用・悪用できないようにする「侵害後の被害最小化」の観点についても、技術的基準の中で重視していただきたいです。

具体的には、端末内部に保持する情報の最小化、ハードウェアによる安全な保護、外部への取り出しが困難な構成、迅速な失効・再発行、送信先ごとに必要最小限の情報だけを利用する仕組み等を組み合わせることが重要だと考えます。

また、バックエンドシステムや通信経路を含め、一つの端末、保存先、管理アカウント等が侵害されただけでは完全な個人情報を取得できないよう、暗号化に加え、必要に応じてデータの分離・分散、秘密分散、データ無意味化等の技術を活用することも選択肢として検討していただきたいです。

特に重要なのは、利用者自身が「この情報は保護する必要がある」「この送信は危険である」と毎回正しく判断することに依存しないことだと思います。

普通にスマートフォンのマイナンバーカードを利用しているだけで、システム側が送信先、送信情報、失効状態等を適切に判断し、安全性が確保されるセキュリティ・バイ・デフォルトの設計を重視していただきたいです。

マイナンバー関連情報は、一度外部に流出した場合、本人への影響が長期間続く可能性があります。

「不正利用を防ぐ」ことに加え、「仮に

侵害されても、その情報だけでは悪用できない」という観点を含め、利便性と安全性を両立した技術基準としていただくことを希望します。 なお、特定企業又は特定製品の採用を求める趣旨ではありません。	
スマートフォンに搭載するカード代替電磁的記録について、送信用プログラムが満たすべき基準を整備すること自体には異論はない。本件は行政手続法に基づく意見公募手続であるところ、公表されている資料は意見公募要領と概要資料の２点にとどまり、命令案・技術的基準案の条文も新旧対照表も示されていない。以下のとおり意見を提出する。 --- 意見 1 該当箇所： 本件の公表資料全体（意見公募要領・概要資料の２点のみが公表され、「関連資料、その他」欄は空。命令案・技術的基準案の条文又は新旧対照表が示されていない点） 意見： 命令案及び技術的基準案の条文又は新旧対照表を示したうえで、改めて意見公募の機会を設けられたい。それが困難であれば、少なくとも結果の公示に当たっては条文を示し、また、今後の同種の案件では新旧対照表を添付されたい。 理由： 行政手続法第 39 条第 2 項は、意見公募手続において公示する命令等の案は「具体的かつ明確な内容のものであって、かつ、当該命令等の題名及び当該命令等を定める根拠となる法令の条項が明示されたものでなければならない」と定めている。	（意見 1） 御意見を踏まえ、結果公示にて新旧対照条文を示しております。 （意見 2） 「過去にカード代替電磁的記録の送信を行った相手方以外の者からの送信の求めに対して、当該過去に送信を行ったカード代替電磁的記録を送信しなければ、当該送信の求めに対し、速やかに送信することができない状況にある場合」を想定しております。 （意見 3） （１）（２） 送信用プログラムの仕組みにより異なるものと想定しております。 （３） 一度に発行されるカード代替電磁的記録の数やその上限は法令で特段の定めはありません。 （４） 送信用プログラムによるカード代替電磁的記録の送信履歴の管理、利用者に対する表示内容その他の具体的な実装は、法令に定める認定基準への適合を前提に、送信用プログラムの仕様により行われることとなります。 （意見 4） （１） 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定す

本件では、題名と根拠法令条項（番号利用法第2条第8項、第18条の2第3項・第8項・第9項、第18条の3第1項、第18条の4第1項、改正後の命令第39条の5）は e-Gov 上に明示されている。一方で、公表されているのは改正項目を文章で説明した概要資料にとどまり、条文案・新旧対照表がない。デジタル庁の他の意見公募手続では命令案そのものが PDF で添付されている例があり、本件で条文案が示されていないのは同種の手続との整合を欠く。とりわけ、後記の意見2以下で述べる運用上の疑問は、規定の文言を見なければ具体的に指摘できない部分が多い。

意見2

該当箇所：概要2(2)「カード代替電磁的記録利用者が、例外的な場合を除いて、過去にカード代替電磁的記録の送信を行った相手方以外の者に対し、当該送信されたカード代替電磁的記録を送信しない機能を有すること」（概要が定義する「カード代替電磁的記録利用者」は、カード代替電磁的記録の発行を受けた者をいう）

意見：この基準にいう「例外的な場合」の内容を、命令上明確に規定されたい。

理由：「例外的な場合」は、再送信を制限するというこの基準の適用範囲そのものを画する。しかし概要には、その内容が一切示されていない。例外に当たるか否かで、利用者が過去の相手方以外へ記録を送れるかどうかが変わるため、利用者にとって無視できない要素である。

る個人番号、個人番号カード、特定個人情報提供等に関する命令第39条の22は送信用プログラムの満たすべき基準を列挙した規定になり、今回の改正により同条第5号は送信用プログラムの有する機能に応じて異なる基準が適用されることとしております。そのため、どの基準が適用されるかは、送信用プログラムを提供する者が提供するプログラムの仕組みに応じて判断されます。

(2)

送信用プログラムによるカード代替電磁的記録の送信履歴の管理、利用者に対する表示内容その他の具体的な実装は、法令に定める認定基準への適合を前提に、送信用プログラムの仕様により行われることとなります。

(意見5)

お示しの場合には利用者による改めの本人確認は不要で、自動的に新たなカード代替電磁的記録が発行されることとなります。

(意見6)

(1)

送信用プログラムが地方公共団体情報システム機構に対して、発行されたカード代替電磁的記録の全部を送信した旨の通知を送信する機能を有する場合には、当該通知が機構に到達したときにカード代替電磁的記録は失効します。ただし、発行されたカード代替電磁的記録の全部を送信した場合であっても、例外的に送信可能な状態が継続するときは、当該状態が終了したときにカード代替電磁的記録は失効します。

送信用プログラムが、送信されたカード代替電磁的記録の数を確認し、機構に対し、新たなカード代替電磁的記録の発行を求める旨の通知を送信する機能を有する場

意見 3

該当箇所：概要 2(2) の第 2 の機能「発行されたカード代替電磁的記録のうち、送信された当該カード代替電磁的記録の数を確認し、直ちに当該カード代替電磁的記録に代わる新たなカード代替電磁的記録の発行を求める旨の通知を送信する機能」

意見：次の点を明らかにし、命令又は技術的基準において明確に定められたい。(1) カード代替電磁的記録は相手方ごとに紐づく設計か（相手方が異なるごとに記録を消費するのか）。(2) 同一の相手方への再提示で新たな記録が消費されるのか。(3) 一度に発行されるカード代替電磁的記録の数、又はその上限は、案のどこで定まるのか。(4) 「相手方」の同一性は何を単位に判定するのか（法人単位か、店舗・窓口単位か、確認用プログラム単位か、受信者ごとの識別子単位か）。

理由：上記の機能は「送信された……記録の数を確認し」とあり、数えているのは送信の回数ではなく記録の個数と読める。しかし、記録がどの単位で発行・消費されるのか、発行数に上限があるのかは、概要に記述がない。仮に相手方ごとに記録が消費される設計であれば、多くの窓口・事業者に提示する利用者は短期間で記録を使い切り、第 2 の機能を採る送信用プログラムでは、新たな記録の発行を求める通知が繰り返し生じることになる。「送信」や「相手方」の単位が示されないまま数量の仕組みだけが導入されると、利用者が意図せず頻繁に再発行を要求されることになりかねない。

合には、当該通知が機構に到達したときにカード代替電磁的記録は失効します。ただし、発行されたカード代替電磁的記録の全部を送信した場合において、例外的に送信可能な状態が継続するときは、当該状態が終了したときにカード代替電磁的記録は失効します。

(2)

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 18 条の 2 第 10 項の規定により、カード代替電磁的記録が失効したときには、地方公共団体情報システム機構からカード代替電磁的記録が記録された電磁的記録媒体が組み込まれた移動端末設備に対して失効した旨の通知が送信されることとなっております。

(3)

カード代替電磁的記録の有効期間は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する命令第 39 条の 8 の規定により発行の日から起算して 1 月となっております。

(意見 7)

結果公示においてお示ししている新旧対照表中第 39 条、第 39 条の 5、第 39 条の 10、第 39 条の 22 第 2 号、第 39 条の 25 及び第 39 条の 26 の改正が該当します。

意見 4

該当箇所：概要 2(1)「送信用プログラムが……機構……に対し通知を送信する機能の違いに応じて、異なる失効事由を適用する」／概要 2(2)に掲げる 2 つの機能（第 1 の機能＝過去の相手方以外への送信ができなくなった旨の通知を送信する機能、第 2 の機能＝記録の数を確認し新たな記録の発行を求める旨の通知を送信する機能）

意見：次の 2 点を明らかにされたい。(1) 第 1 の機能・第 2 の機能のいずれを送信用プログラムに持たせるかは、送信用プログラムの提供者（アプリ提供者）の裁量に委ねられるのか、それとも一定の基準で定まるのか。(2) 利用者が過去の相手方以外への送信を試みたときに、利用者の端末上に何が表示され、どのような状態になるのか（送信できない旨が示されて止まるのか、新たな記録への切替えに向けた手続が自動的に始まるのか）。

理由：概要 2(1) は、送信用プログラムが機構に対し通知を送信する機能の違いに応じて失効事由を異にするとしており、2(2) の 2 つの機能もこれを受けたもの、すなわち機構宛ての通知の機能と読める。もっとも、2(2) の第 1 の機能には通知の宛先が記載されておらず、この読み方が正しいかも含めて確認を要する。いずれにせよ、利用者の端末に何が表示されるかを定めた記述は、案のどこにもない。

加えて、いずれの機能を採用かによって適用される失効事由が変わるとされているため（2(1)）、利用者から見た挙動は送信用プログラムの提供者によって異なりうる。

利用者は、自分の使うアプリがどちらの方式かによって体験が変わることを、案からは知りようがない。

意見 5

該当箇所：概要 2(2) の第 2 の機能（新たなカード代替電磁的記録の発行を求める旨の通知を送信する機能）

意見：第 2 の機能により新たなカード代替電磁的記録が発行されるに当たり、利用者に暗証番号の入力等の本人確認が改めて必要になるのかを明らかにされたい。

理由：本人確認が必要であれば、利用者は、新たな記録の発行が求められる時点（記録の数が一定に達したときか、過去の相手方以外への送信を試みたときか、いずれとも案からは判然としない）で、予期しない本人確認の手続を求められることになる。窓口等での手続の途中でこれが生じれば、所要時間や利用者の操作に影響する。バックグラウンドで完結するのか、利用者の操作を要するのかを、あらかじめ示されたい。

意見 6

該当箇所：概要 2(1)「送信用プログラムが……機構……に対し通知を送信する機能の違いに応じて、異なる失効事由を適用する」／概要 2(2)後段（第 2 の機能を採用場合に「機構がカード代替電磁的記録の有効期間が満了したことを把握するための機能」を送信用プログラムの基準に加えると

する部分)／技術的基準の一部改正関係
(機構が特定カード代替電磁的記録発行者署名符号を用いて行う電子署名を、発行者署名符号の使用期間ごとに行うこととする部分)

意見：次の点を、利用者が事前に把握できる形で命令上明確にされたい。(1)機能の違いに応じて適用される失効事由の内容(どのような事由で、いつカード代替電磁的記録が失効するのか)。(2)失効したことを利用者が知る手段。(3)第2の機能に伴って前提とされるカード代替電磁的記録の「有効期間」の長さ、及び有効期間の満了時に利用者に何が起きるのか(自動的に再発行されるのか、利用者の手続を要するのか)。

理由：失効も有効期間の満了も、いずれもカード代替電磁的記録が使えなくなることの意味し、利用者への影響が大きい。概要は「機能の違いに応じて異なる失効事由を適用する」とするのみで失効事由そのものを示さず、有効期間についても長さや満了時の取扱いを示していない。なお、技術的基準の改正により機構の電子署名が発行者署名符号の使用期間ごとに行われるとされているところ、記録の有効期間がこれと連動するのかも明らかでない。加えて、失効事由は本来本件の命令改正で定められるべき事項であり、その条文が示されていないために内容を知る手段がない(意見1参照)。利用者は、自分の記録がどのような場合に使えなくなるのか、それに気づく手段があるのかを、案からは把握できない。

意見7

該当箇所：概要 2(3)「その他所要の改正」 意見：「その他所要の改正」として改正される規定の内容を示されたい。 理由：概要は「その他所要の改正」とするのみで、何が改正されるのかを一言も説明していない。条文案が公表されていない本件では、この改正の内容を知る手段が存在しない。意見 1 で述べた条文案不提示の問題が最も端的に表れている箇所である。	
個人番号カード及びこれに関連する電子的な本人確認機能は、行政手続、民間サービス、スマートフォン等を通じて利用範囲が拡大しており、今後ますます重要なデジタル社会基盤になると考えます。 そのため、暗号方式の強化、認証、アクセス制御、不正利用防止等によって侵入や情報漏えいを防止する対策に加えて、端末、サーバ、クラウド環境その他の一部が侵害された場合でも、取得された情報だけでは個人番号その他の重要情報を完全な形で復元又は利用できないようにする「侵害後の被害最小化」の観点についても、今後の技術的基準の検討に取り入れることを要望します。 特に、公的な本人確認情報は、一度漏えいした場合に変更が容易ではない情報を含むため、単に漏えいを防ぐだけでなく、仮に一部の情報が取得されても、それだけでは第三者にとって利用可能な完全情報にならない構成を検討することが重要と考えます。 具体的には、暗号化に加え、秘密分散、データの無意味化、鍵や復元情報の分離管理等を含め、単一の端末、サーバ又はクラウド環境の侵害が直ちに完全な個人情報の	御意見として承ります。

取得につながらない技術的構成を、選択肢の一つとして検討することが考えられます。

また、こうした保護措置については、利用人や運用担当者が、その都度、保護の要否を判断し、特別な操作を正しく実施することに過度に依存しないことも重要です。

通常の利用、保存、送信等を行うだけで、必要な保護措置が自動的に適用される secure-by-default 及び security-by-design の考え方を取り入れ、操作忘れ、設定ミス、例外的処理等の人的要因によって保護されていない情報が生じにくい仕組みとすることを要望します。

さらに、個人番号カード及びカード代替電磁的記録等の技術的安全性を評価する際には、次の観点についても継続的に検討していただきたいと思います。

不正アクセスや不正利用を防止するための対策

一部の端末、サーバ、クラウド環境等が侵害された場合の影響範囲

侵害された環境から取得された情報が第三者にとって利用可能な完全情報となるか
データ、鍵、復元情報等を適切に分離し、単一侵害点から完全な情報を取得できない構成となっているか

人的な操作や判断に過度に依存せず、必要な保護が自動的に適用されるか

今後、マイナンバーカードやスマートフォン等を利用した本人確認の利用範囲が拡大するほど、一部の端末又はサービスが侵害された場合の影響も拡大する可能性があります。

そのため、「侵入されないこと」だけに安全性を依存するのではなく、仮に侵害が発生しても取得された情報を第三者が利用できないようにする設計についても、技術的・費用的な実現可能性を踏まえて検討していただくことを要望します。 なお、本意見は特定の製品又は事業者の採用を求めるものではありません。秘密分散を含む複数の技術的選択肢を比較検討し、公的デジタル ID の利便性向上とともに、侵害発生後の実質的な被害を最小化する考え方を、今後の技術的基準に取り入れていただくことを目的とするものです。	
マイナンバーカードのスマートフォン搭載や行政手続のデジタル化を進めるにあたり、指定難病の医療費助成に関する毎年の更新手続きについても、オンライン化を進めていただきたいです。 現在は、必要書類の準備や窓口での手続きなどが必要な場合があります、病気や身体的な事情により外出が難しい方にとって大きな負担となります。 マイナンバーやマイナポータルを活用し、本人の同意のもと、行政が保有する所得情報や必要な医療情報等を連携することで、提出書類をできる限り減らし、オンラインで手続きを完結できる全国共通の仕組みを整備していただきたいです。 一方で、オンラインでの手続きが難しい方のため、従来の窓口や郵送による申請方法も残し、申請者が選択できる仕組みを希望します。	御意見として承ります。
スマートフォンへのマイナンバーカード機能の搭載や、暗号技術の更新など、利便性と安全性を高める改正案が示されていますが、万が一、システムの不具合や国の管	御意見として承ります。

理不足によって個人情報の漏洩や悪用などのトラブルが発生した場合の「責任の所在」および「被害者救済の仕組み」について、極めて重大な懸念があります。

過去の行政における不祥事では国側が「適法に処理していた」と言い張り、事実関係の証明や裁判に何年もの長い時間がかかった結果、被害を受けた個人の人生が取り返しのつかない形で損なわれるという事態が発生しています。一般の国民にとって、国を相手に裁判を起こす事は時間的、経済的にもハードルが高すぎるというのが現実です。判決を待っている間に個人の人生が終了してしまえば、事後の救済は何の意味も持ちません。

したがって、今回の改正にあたり、以下の規定を命令または技術的基準の中に明文化する事を強く求めます。

政府の責任と謝罪の規定化

トラブルが発生した際、政府が「適法だった」と言い逃れをして責任を回避することを禁止するため、システム側に起因する問題が生じた場合は、政府が「国に過失がなかった事」を証明出来ない限り、全面的に国の責任（立証責任の転換）とし、被害者に対して国が公式に謝罪し、責任を負うことを明記する事。

裁判を待たない迅速な救済制度の創設

何年もかかる裁判の判決を待つことなく、情報漏洩や悪用による被害が確認された時点で、即座に被害を受けた国民の生活や金銭的被害を補償し、救済する臨時の「行政救済基金」や「迅速救済部隊」などの仕組みをセットで規定する事。

国民が安心してスマートフォンでのマイ

ナンバー機能を利用できるよう、事件が起きてからの対応ではなく、事件が起きる前に「国が言い逃れをできない強固な責任、謝罪、救済のルール」を本改正案に盛り込むことを強く要望します。	
今回の Android 端末へのカード代替電磁的記録の搭載に向けた制度整備に賛成します。 マイナンバーカード及びスマートフォンへのカード機能搭載は、行政手続のオンライン化や本人確認の効率化を進める重要な社会基盤であると考えます。そのため、安全性を確保した上で、スマートフォンのみで完結できる手続をさらに拡大していただきたいです。 具体的には、以下の事項を今後検討していただきたいです。 1. 対応端末の拡大 日本国内で販売されるスマートフォンについて、マイナンバーカード関連サービスを利用するために必要な NFC 等の機能・セキュリティ要件を共通化し、できる限り多くの Android 端末で利用できる環境を整備していただきたいです。 2. 物理カードとスマートフォン版との利用可能サービスの差の縮小 スマートフォンにカード機能を搭載していても物理的なマイナンバーカードの提示を求められる手続が多数残れば、スマートフォン搭載の利便性が十分に発揮されません。行政手続を中心に、スマートフォン版のみで本人確認から申請まで完結できるサービスを拡大していただきたいです。 3. 利用履歴の確認機能 利用者が、いつ、どの機関・事業者に、	送信用プログラムによるカード代替電磁的記録の送信履歴の管理、利用者に対する表示内容その他の具体的な実装は、法令に定める認定基準への適合を前提に、送信用プログラムの仕様により行われることとなります。その他の御意見については今後の制度運用の参考とさせていただきます。

どの情報を提供したのかをマイナポータル等から確認できる仕組みを整備していただきたいです。 4. 紛失・機種変更への対応 端末の紛失時にはスマートフォンに搭載されたカード機能を迅速にオンラインで停止でき、機種変更時には安全かつ簡単に新端末へ移行又は再発行できる仕組みを整備していただきたいです。 5. 必要最小限の属性情報を提供できる仕組み 本人確認の目的に応じ、氏名・住所・生年月日等をすべて提供するのではなく、「一定年齢以上であること」など、必要な属性のみを証明できる仕組みの活用を拡大していただきたいです。 6. 民間サービスでの活用拡大 金融、通信、各種契約などにおいてスマートフォンのマイナンバーカード機能による本人確認を導入しやすくするため、共通仕様や API 等の整備・普及を進めていただきたいです。 スマートフォンへの搭載を単なる物理カードの電子化にとどめるのではなく、行政・民間を問わず安全なデジタル本人確認基盤として広く利用できる環境を整備することで、行政手続のデジタル化と国民の利便性向上をさらに進めていただきたいです。	
Android 端末においてカード代替電磁的記録を利用可能とするための今回の制度整備について、行政手続の利便性向上につながるものとして賛成します。 その上で、カード代替電磁的記録の送信及び失効・再発行に関する仕組みについ	今後の施策の検討の参考にさせていただきます。

て、利用者自身がその状況を容易に確認できるようにすることを求めます。 具体的には、カード代替電磁的記録を利用した際に、利用者が「いつ、どの相手方に、どの情報を提供したのか」を確認できる履歴表示や、カード代替電磁的記録が失効又は再発行された場合に、その旨と理由を利用者へ分かりやすく通知する機能について、今後、技術的基準等で明確化することを検討していただきたいと思います。 スマートフォンへのマイナンバーカード機能の搭載が普及すれば、物理的なカードを提示する機会が減少し、利用者からは内部でどのような情報処理が行われたのか分かりにくくなる可能性があります。 利便性だけでなく、利用者自身が情報提供の状況を確認できる透明性を確保することは、カード代替電磁的記録を安心して利用できる環境の整備や、制度への信頼向上にもつながると考えます。	
今回の改正案は、Android 端末でのカード代替電磁的記録の利用開始に向け、失効事由や送信用プログラムの基準を整備し、同一のカード代替電磁的記録が原則として過去の送信先以外へ送信されないようにするなど、安全性を高める趣旨のものと理解しています。 その上で、今後、カード代替電磁的記録が行政手続だけでなく様々なサービスで利用されることを想定すると、不正利用防止や利便性に加え、サービス横断での名寄せ防止、必要最小限の属性開示、利用目的の透明性、本人による確認や統制についても、可能な範囲で技術基準や今後の運用基準に反映していただきたいと思います。	カード代替電磁的記録に係る送信用プログラム及び確認用プログラムの大臣認定の基準については、スマートフォンのマイナンバーカードを国民の皆様が安心してご利用いただけるよう、最新の技術動向等を踏まえながら、引き続き検討を進めてまいります。

1. サービス横断での名寄せ防止について

今回の改正では、一定の場合を除き、過去にカード代替電磁的記録を送信した相手方以外には同じ記録を送信しない機能や、新たなカード代替電磁的記録を発行する仕組みが示されています。

この考え方をさらに進め、異なる提示先の間で利用者が容易に関連付けられないよう、記録本体だけでなく、署名値、識別子、発行時刻その他のメタデータについても、必要に応じて名寄せや追跡を困難にする設計を検討していただきたいと思います。

デジタル庁の属性証明に関する検討でも、選択的開示や、署名値、識別子、メタデータ等を通じた名寄せや追跡への対策が議論されていると理解しています。こうした検討結果についても、カード代替電磁的記録に関する今後の技術基準へ可能な限り反映していただきたいと思います。

2. データ最小化について

本人が送信する情報を確認できることは重要ですが、それに加えて、利用目的に必要な範囲を超える属性をできるだけ扱わないことも重要だと考えます。

例えば、年齢確認だけが目的であるにもかかわらず、氏名、完全な住所、生年月日等の複数の原情報を送信する場合には、目的に対して必要以上の情報提供となる可能性があります。

そのため、送信用プログラム及び確認用プログラムについて、利用目的に応じて必要最小限の属性のみを選択し、送信又は確認できる仕組みを、今後の技術基準や運用

基準として明確化することを検討していただきたいです。

本人が提供項目を確認して同意すること、そもそも必要以上の情報を要求しないことは、別の問題だと考えます。利用者の同意だけに依存せず、システム設計の段階からデータ最小化を取り入れることが、長期的な信頼性の確保にもつながると考えます。

3. 派生属性や年齢しきい値証明の活用について

利用目的によっては、原情報そのものを相手方に渡さなくても目的を達成できる場合があります。

例えば、18歳以上であることの確認であれば、生年月日そのものではなく、「18歳以上である」という確認結果だけで足りる場合があります。また、特定地域に居住していることの確認であれば、完全な住所ではなく、「対象地域に居住している」という確認結果だけで目的を達成できる場合があります。

このように、法令上又は業務上、氏名、完全な住所、生年月日等の原情報そのものが必要な場合を除き、目的を達成できる場合には、年齢しきい値、居住資格その他の派生属性や確認結果を優先的に利用できる仕組みを検討していただきたいです。

原情報を一度取得してから利用範囲を制限する方法だけでなく、そもそも必要のない原情報を渡さない仕組みにすることは、情報漏えいや不適切利用が発生した場合の影響を小さくする上でも有効と考えます。

4. 利用目的と属性が必要となる理由の表示について

送信する属性を利用者が確認できることに加え、「誰に」「何の目的で」「どの属性を」提供するのかを、送信前に分かりやすく確認できることが重要だと考えます。

また、氏名、完全な住所、生年月日等の原情報を求める場合には、可能な範囲で、その情報が必要となる理由についても利用者が理解できるような表示を検討していただきたいと思います。

例えば、単なる年齢確認なのか、法令に基づく本人特定事項の確認なのかによって、必要となる情報の範囲は異なります。利用者がその違いを理解した上で判断できる仕組みとすることで、形式的に同意するだけではなく、提供する情報の内容と目的を理解した上で選択できるようになると考えます。

5. 本人による確認、失効、復旧等について

カード代替電磁的記録の利用範囲が広がるほど、利用者自身が、自分の情報をいつ、どの相手方に、どのような目的で提示したのかを把握できることの重要性も高まると考えます。

今回の改正では、失効、新たなカード代替電磁的記録の発行、有効期間満了の把握等について技術基準が整備されることから、これに加えて、可能な範囲で、いつ、どの相手方に、どの属性を提示したかを本人が後から確認できる仕組みについても検討していただきたいと思います。

また、端末の紛失や機種変更等があった場合に、速やかな失効、安全な再発行及び復旧を行えるよう、利用者にとって分かりやすく一貫した運用をお願いしたいです。 さらに、スマートフォンを利用できない方や、カード代替電磁的記録の利用を希望しない方が必要な行政手続やサービスから実質的に排除されないよう、合理的な代替本人確認手段についても、今後の制度運用の中で確保していただきたいと思います。 今回の改正は、カード代替電磁的記録を安全に利用するための技術基準の整備として重要なものと考えます。 その一方で、公的なデジタル ID や属性証明が行政と民間の様々なサービスへ広がるほど、情報そのものを一か所に集めていなくても、認証や属性証明を通じてサービス間の接続が増えていきます。 そのため、セキュリティ対策だけでなく、異なるサービス間での名寄せ防止、データ最小化、派生属性や年齢しきい値証明の活用、利用目的の透明性、本人による確認や統制といった考え方についても、後から追加するのではなく、可能な限り基盤設計の段階から組み込むことを要望します。 今回の改正の直接的な対象範囲を踏まえつつ、今後の技術基準及び運用基準の検討に反映していただければと思います。	
1 該当箇所 改正概要のうち、カード代替電磁的記録の送信用プログラムが満たす基準として、 「例外的な場合を除いて、過去にカード代替電磁的記録の送信を行った相手方以外の者に対し、当該送信されたカード代替電磁的記録を送信しない機能を有すること」と	今般の改正は、「過去にカード代替電磁的記録の送信を行った相手方以外の者に対しては、当該送信されたカード代替電磁的記録を送信しない機能」を有することは引き続き原則満たすべき基準として維持しつつ、今般の改正によって、例外的に過去にカード代替電磁的記録の送信を行った相手

する部分。技術的基準のうち、機構が特定カード代替電磁的記録発行者署名符号を用いて行う電子署名を、署名符号の使用期間ごとに行うとする部分。

2 意見

Android 端末への搭載自体には賛成する。ただし、送信先を過去の相手方に限る基準は、転居、転職、端末の機種変更、窓口の変更など日常の手続で支障が出る。例外の範囲を命令または技術的基準で具体的に書き、利用者が自分の意思で新しい相手方へ提示できる経路を残すべきである。例外を運用通知だけに委ねないでほしい。

3 理由

改正の背景は、デジタル社会の実現に向けた重点計画（令和 7 年 6 月 13 日閣議決定）に沿って、2026 年秋頃に Android 端末へ基本 4 情報等を搭載することである。iOS では令和 7 年 6 月から利用が始まっており、OS 間の格差を解消する必要は認める。

一方、カード代替電磁的記録は、対面のカード提示に代わる本人確認の手段である。新しい行政機関、医療機関、金融機関、勤務先に初めて提示する場面は通常の利用である。「過去に送信した相手方以外には送らない」を原則にすると、初回の相手方への提示が例外扱いになり、現場が送信を拒むおそれがある。

目的は、利用者が一度提示した記録を第三者が転々流通させることの防止だと理解する。その目的は、送信ごとの利用者同意、提示先の識別、提示履歴の本人による確認、一定期間後の失効で足りる。過去の相手方リストにロックする方式は、目的に対して過剰である。

方以外の者に対し、当該送信されたカード代替電磁的記録を送信できるよう見直しを行おうとするものです。

今般の改正はカード代替電磁的記録の利活用がより一層推進され、緊急時における本人確認場面においてカード代替電磁的記録を利用できなくなってしまうリスク等を想定し、送信用プログラムが満たす基準の見直しを行おうとするものです。

機種変更や故障時に、新しい端末へ記録を移す手続も「例外」に含める必要がある。含めなければ、Android 開始と同時に、端末喪失時の再発行待ちが増える。署名符号を使用期間ごとに切り替える方針は理解できるが、切替時に既存の提示先で検証できなくなる期間を生じさせないことを技術的基準に書いてほしい。	
今回の「個人番号カード等に関する技術的基準」の改正に関連して、今後の個人番号カード利用について、高価値な原本カードそのものを日常的に提示・持ち歩く方式ではなく、公的個人認証に紐づく交換可能な物理認証キーと、必要最小限の属性のみを提供する仕組みの検討を提案します。 現在、本人確認のためにマイナンバーカード、運転免許証、住民票等を提示・撮影・コピーする場面が多数あります。しかし、本人確認のみが目的であっても、氏名、住所、生年月日、顔写真、各種番号等、手続に不要な情報まで相手方へ開示されることがあります。 また、民間事業者が本人確認書類の画像を大量に保管する仕組みは、一度の情報漏えいによって被害が大きくなりやすい構造でもあります。本人確認に必要なのが「本人であること」や「20 歳以上であること」「有効な運転免許を保有していること」である場合、免許証や個人番号カードそのものの画像を事業者が保管する必要性は必ずしも高くありません。 そこで、仮に「マイナキー」と呼ぶ、日常利用向けの公的本人確認用物理認証キーを提案します。 マイナキーはクレジットカード、運転免許証程度のカード型とし、NFC 及び接触 IC に対応します。カード自体には氏名、住	今後の施策の検討の参考とさせていただきます。

所、生年月日、個人番号等の個人情報を保存せず、Secure Element 内部で生成され、外部へ取り出せない秘密鍵のみを保持します。

初回登録はマイナポータルの一機能として行い、既存の個人番号カード及び公的個人認証を利用して本人確認した上で、マイナキー内部で鍵ペアを生成し、公開鍵のみを本人のアカウントへ登録します。

原則として有効なマイナキーは1人1枚とし、紛失・破損・デザイン変更等で新しいカードへ切り替える場合には、新しいカードを登録すると同時に旧カードを失効させます。一度本人に登録されたカードは、失効後であっても他人への再登録を不可とします。

これにより、個人番号カードそのものを日常利用する必要性を減らすことができます。

個人番号カードは、初回登録、復旧、高強度な本人確認、重要な行政手続等に用いる「原本」に近い位置付けとし、可能な限り日常利用から退避させます。

高価値な原本を常に財布に入れて持ち歩き、店舗や事業者へ繰り返し提示するのではなく、日常利用には交換・失効が容易な認証子を用いることで、紛失・盗難時の影響を限定できます。

イメージとしては、個人番号カードを通帳・実印等に近い高価値原本、マイナキーを日常利用する認証カードとして役割分担するものです。

本構想の中心は、本人確認と属性情報の開示を分離することです。

現状では、本人確認書類を提示すると、必要かどうかに関係なく多くの情報が同時に相手へ見える場合があります。しかし、本来必要なのは手続ごとに異なります。

例えば年齢確認であれば、生年月日や住所を提示する必要はなく、「20歳以上：

YES」という確認結果だけで足ります。

レンタカーであれば、「本人確認済み：YES」「普通免許有効：YES」「利用期間中免許が有効：YES」といった情報だけで足りる場合があります。

このように、YES／NO で足りる場合には元データを提供せず、住所等が必要な場合でも、「都道府県」「市区町村」「住所全文」等、必要な粒度に分けて提供できる仕組みが望ましいと考えます。

事業者がマイナキーによる本人確認を利用する場合には、利用目的及び必要な属性を事前に申請し、国側の審査を通った属性のみ照会可能とします。

例えば年齢確認目的の事業者が住所全文や生年月日を要求する、あるいはレンタカー事業者が本人確認とは無関係な所得情報等を要求するといったことは、システム上できない仕組みとします。

事業者ごとに取得可能な属性と利用目的を公開することで、利用者自身も「この事業者は何のために何を見ることが許可されているか」を確認できることが望ましいです。

継続的な契約がある場合には、個人情報そのものを事業者側へ複製・保存するのではなく、企業、利用目的、対象属性、有効期限を限定した「継続照会権」を発行する方式を提案します。

再照会には、継続照会パスと企業固有鍵による署名の双方を必要とします。継続照会パス単体が漏えいしても、正規の企業秘密鍵がなければ利用できない仕組みとします。

契約終了時には再照会権を失効させます。

一方で、法令上保存が必要な場合には、「〇年〇月〇日時点で本人確認済み」「同日時点で運転免許有効」等の国署名付き証跡を必要期間のみ保存可能とします。

ここで重要なのは、「現在も情報を照会できる権利」と、「過去に適法に本人確認を行った証拠」を分離することです。

カードの真正性については、外観ではなく暗号技術によって確認します。

国又は認定主体をルートとした「国・認定主体 → 認定製造事業者 → 個別カード」の証明書チェーンを利用し、正規の Secure Element を搭載したカードのみ登録可能とします。

カードの登録時には、PIN 入力より先にカード真正性を検証し、偽造カード等へ PIN を入力してしまうことを防止します。

認証チップ及び Secure Element の製造主体は厳格に限定する一方、カード表面のデザイン部分は認証機能と分離します。

カードが交換可能であることを、単なるセキュリティ上の利点だけでなく、普及促進や定期的なハードウェア更新にも活用できます。

一方で、一度本人登録されたカードは再登録不可とすることで、使用済みカードが中古市場で本人確認用カードとして再利用されることを防止します。

未登録カード自体は単なる認証デバイスとして扱い、物としてのカードの譲渡と、本人性の譲渡を明確に区別します。

登録済みの有効なマイナキー及び PIN 等を、本人になりすます目的で第三者へ貸与・売却する行為については、本人確認制度そのものを損なうため、明確に禁止すべきと考えます。

故意の貸与等が確認された場合には、キーの即時失効、本人確認の再実施、一定期間の高強度認証、反復・悪質な場合の利用制限等を検討すべきです。

ただし、盗難・詐欺・強要等による被害者まで同様に扱わないよう、故意性の確認と段階的な対応が必要です。

また、カードだけでなく、読み取り端末

側にも認証を求める必要があります。

カードと端末の相互認証を行い、署名対象には事業者 ID、端末 ID、利用目的、要求属性、時刻、一回限りの乱数等を含めます。

これにより、正規端末で取得した認証結果を別用途へ使い回すことや、単純な偽リーダーによる不正な認証要求を防ぎます。

PIN 入力についても、認定された PIN 入力端末又は本人の信頼できる端末等、限定された入力経路のみを利用し、PIN そのものを事業者側へ送信・保存しない設計が望ましいです。

認証後には、本人がマイナポータル等から、「どの事業者が」「いつ」「何の目的で」「どの属性を確認したか」を閲覧できるようにします。

心当たりのない照会については、本人がその場で申告し、当該事業者の照会権又は当該カードを一時停止できる仕組みも有効と考えます。

ただし、この監査ログ自体が国民の行動履歴を追跡するデータベースとして利用されないよう、監査目的以外の横断検索を制限し、本人確認基盤を行動監視基盤へ転用しないことを基本原則として明示すべきです。

また、行政職員や企業職員の善意をセキュリティ要件としないことも重要です。正規職員であっても、業務上必要な属性しか閲覧できないよう権限を制限し、誰が、いつ、何の目的で照会したかを監査可能にすべきです。

マイナキー基盤が普及すると、住民票、各種証明書、本人確認書類の提出等、従来の手続が縮小していくことが予想されます。

その一方で、基盤がサイバー攻撃や大規模障害を受けた際に、従来手続へ利用者が一斉に戻ることで、窓口や証明書発行サー

ビスが処理能力を超える可能性があります。

このため、通常系とは分離した非常系をあらかじめ用意し、大規模障害時には短期有効の電子本人確認証を発行可能とすることを提案します。

非常用証明には、顔写真、氏名、必要な属性、発行日時、明示された有効期限、電子署名付き QR 等を表示します。

スマートフォン上で表示できるほか、コンビニ等の認定端末から紙で出力可能とします。

通常のオンライン照会が利用できない状況でも、証明書に付与された電子署名を検証することで真正性を確認可能とします。非常用証明は短期間のみ有効とし、通常基盤復旧後には新規発行を停止します。

非常用基盤は通常系と同一のシステム構成・認証経路へ依存しないよう分離し、同一のサイバー攻撃によって通常系と同時に停止することを避けるべきです。

また、将来的には住民票、戸籍関係証明、資格証明等についても、紙の証明書を取得して提出する方式から、必要な事実のみを証明する署名付き公的属性証明へ段階的に移行できると考えます。

本提案の基本的な考え方は以下です。

- ・必要最小限の情報しか開示しない
- ・本人確認と属性開示を分離する
- ・高価値な原本カードを日常利用から退避させる
- ・企業間で共通利用可能な本人識別子を渡さない
- ・法令上必要でない本人確認書類画像を企業に保管させない
- ・企業は認可された目的・属性しか照会できない
- ・継続契約では生データではなく限定された再照会権を利用する
- ・本人が照会履歴を確認できる

・行政職員及び企業職員の善意をセキュリティ要件としない ・カードだけでなく端末側も認証する ・本人確認基盤を国民の行動監視基盤へ転用しない ・貸与、売却、偽造、不正照会を前提に設計する ・障害、攻撃、人的ミス前提とし、非常経路を用意する 本人確認書類を事業者側へ複製・保管する社会から、必要な事実だけを公的基盤へ照会する社会への移行を希望します。 また、本提案は現行の個人番号カード制度や公的個人認証サービスを否定するものではなく、既存の公的個人認証及びマイナポータルの普及基盤を活用しつつ、日常利用時のリスクと情報開示量を減らす補助的・発展的な仕組みとして検討いただきたいものです。 技術的詳細については、Secure Element、企業別仮名 ID、継続照会権、非常系分離等について別途検討余地があると考えます。	
【該当箇所】 別紙 1「2. 改正の概要」(2) 送信用プログラムが満たす基準について 【意見】 送信用プログラムが満たす基準に、次の 2 つの機能を加えることを求めます。 1. 送信する前に、送信先の事業者名と送信される項目を利用者に表示する機能 2. 送信先の利用目的に必要な項目だけを、利用者が選んで送信できる機能（例：年齢確認では「18 歳以上であること」だけを送る、住所を必要としない取引では住所を除く） 【理由】 2026 年 9 月、カーシェアサービスで最大約	本改正は、Android 端末におけるカード代替電磁的記録利用開始に向けて準備を進める中で、最新の技術動向等を踏まえる必要があることから、省令及び技術的基準におけるカード代替電磁的記録に関する規定を改正するものであり、いただいた御意見については、今後の施策の検討の参考とさせていただきます。

660 万件の個人情報流出し、そのうち約 160 万件には運転免許証の画像などの本人確認書類が含まれていました。事業者が、利用目的に必要な範囲を超えて本人確認の情報を受け取り、退会者の分まで保管し続けていたことが、被害を大きくしました。カード代替電磁的記録は、スマートフォンから多くの民間事業者に送信されることを前提としています。送信の段階で必要最小限の項目に絞れる仕組みを基準として定めておけば、事業者による必要以上の収集と保管を防ぐことができ、利用者の信頼にもつながります。本案の（2）は、送信済みの記録がほかの相手に送られることを防ぐ機能を定めていますが、最初の送信で渡す項目の範囲についても、同じように基準で担保すべきと考えます。 あわせて、今後、運転免許情報などほかの属性を扱う場合も、顔写真を含む領域をまとめて渡すのではなく、項目ごとに渡せる設計とすることを要望します。	
わかりやすく書いてください	御意見として承ります。
Android 端末へのカード代替電磁的記録の搭載拡大に当たっては、利便性だけでなく、端末紛失、盗難、機種変更、不正改造等が生じた場合の安全性を十分に確保する必要があると考えます。 今回の改正案では、送信用プログラムについて、過去にカード代替電磁的記録を送信した相手方以外への送信を制限する仕組みや、送信済み記録の数を確認して新たなカード代替電磁的記録の発行を求める仕組み等を設けるとされています。 一方で、以下の点については、技術的基準又は運用基準として、より明確にする必要があると考えます。 意見 1 スマートフォンを紛失又は盗難さ	（意見 1） スマートフォンの紛失・盗難にあった場合には、コールセンターへご連絡いただくことで、スマートフォンのマイナンバーカードを速やかに一時利用停止することが可能です。また、スマートフォンが見つからない場合、利用者において別のスマートフォンを使って、紛失したスマートフォンのマイナンバーカードを削除することができます。速やかに失効に係る処理が実行されるよう運用してまいります。 （意見 2） 利用者が移動端末設備の使用を停止した場合は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 18 条の 2 第 8 項の主務省令で定める場合として、行政手続における特定の個人を識別

れた場合、本人からの申出後、旧端末上のカード代替電磁的記録をどの程度の時間で失効させるのか。

意見 2 機種変更、端末売却、初期化等を行った場合、旧端末に残存するカード代替電磁的記録が確実に利用不能となる仕組みをどのように担保するのか。

意見 3 root 化等の不正改造が行われた端末、OS のセキュリティ更新が終了した端末、マルウェア感染が疑われる端末について、カード代替電磁的記録の発行又は利用を制限する基準を設けるのか。

意見 4 不正利用が疑われる場合に、本人が利用履歴、送信先、失効状況等を確認できる仕組みを設けるのか。

意見 5 同一人物について複数の端末にカード代替電磁的記録が発行される場合、その上限及び各端末の管理方法をどのように定めるのか。

意見 6 不正利用や重大な脆弱性が確認された場合、速やかに利用停止、失効処理、利用者への通知を行う体制をどのように確保するのか。

マイナンバーカードの代替となる機能である以上、一般的なアプリ以上に厳格な安全性が必要です。

特に Android 端末は、メーカー、機種、OS のバージョン、セキュリティ更新状況等が多岐にわたります。そのため、単に搭載可能とするだけではなく、利用可能端末のセキュリティ要件、失効処理、不正利用検知、利用者への通知等について、可能な限り具体的な基準を示してください。

するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する命令第 39 条の 10 第 1 項第 2 号に規定されている失効事由に該当します。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 18 条の 2 第 8 項の規定による利用者による届出が地方公共団体情報システム機構になされた場合には、同法第 18 条の 2 第 9 項第 3 号の規定により、カード代替電磁的記録の効力が失われることが法令上担保されております。あわせて、カード代替電磁的記録サービス利用者規約第 7 条第 3 項においても、カード代替電磁的記録が格納されたスマートフォンの利用を停止する場合、やむを得ない場合を除き、利用停止前に利用者の責任において、カード代替電磁的記録の失効手続を行う必要があると示されております。

(意見 3)

個別のケースに応じて、法令上規定されている失効事由に該当するか判断する必要がありますが、仮にお示しのような事象によって行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する命令第 39 条の 10 第 1 項第 1 号に規定されているようにカード代替電磁的記録利用者符号が漏えい、滅失、又は毀損した場合には、失効事由に該当することから、カード代替電磁的記録が失効いたします。

(意見 4)

お示しの「不正利用が疑われる場合」の指すところが失効事由に該当するかどうか明確ではないため、一律にお答えすることは困難ですが、例えば、行政手続における

制度開始後に重大な不正利用や脆弱性が判明してから対応するのではなく、導入段階から想定されるリスクを明示し、その対策を技術基準及び運用基準に反映することを求めます。

特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する命令第 39 条の 10 第 1 項第 1 号に規定されているようにカード代替電磁的記録利用者符号が漏えい、滅失、又は既存した場合には、失効事由に該当いたします。

そのため、そのような事由に該当し、カード代替電磁的記録が失効した場合には、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 18 条の 2 第 10 項に基づき、地方公共団体情報システム機構は、移動端末設備に対してその旨の通知を送信する措置を講じることとなっております。なお、送信用プログラムによるカード代替電磁的記録の送信履歴の管理、利用者に対する表示内容その他の具体的な実装は、法令に定める認定基準への適合を前提に、送信用プログラムの仕様により行われることとなります。

(意見 5)

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 18 条の 2 第 1 項において、カード代替電磁的記録の発行申請ができる者については、「既に自己に係るカード代替電磁的記録の発行を受け、当該カード代替電磁的記録が効力を失っていない者」は除外されていることから、同じ者が複数の端末に係るカード代替電磁的記録の発行申請を行うことはできません。

(意見 6)

お示しの「不正利用や重大な脆弱性が確認された場合」の指すところが失効事由に該当するかどうか明確ではないため、一律にお答えすることは困難ですが、例えば、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する

	個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する命令第 39 条の 10 第 1 項第 1 号に規定されているようにカード代替電磁的記録利用者符号が漏えい、滅失、又は毀損した場合には、失効事由に該当するため、地方公共団体情報システム機構は速やかにカード代替電磁的記録を失効させることとしており、必要な体制を確保した上で対応してまいります。
本命令案および技術的基準改定案の公表・意見募集にあたり、行政主導のデジタル化推進による弱者切り捨て、および利便性優先による選択の自由の侵害に対する重大な懸念から、以下の通り強く意見を提出いたします。 第一に、マイナンバー制度やカード運用の基準改定にあたっては、デジタル機器の利用やマイナカードの所持を事実上の前提とし、従来の紙による手続きや対面窓口を縮小・廃止に向かわせるような運用を断じて認めてはならないという点への強い批判です。行政手続きや社会保障へのアクセスは国民の基本権であり、デジタル利用を強要するような施策は本末転倒です。 第二に、スマホの操作や複雑なデジタル設定に不慣れな高齢者、障害当事者、あるいは日々の生活や家族の介護で疲弊している層が、手続きから締め出される「デジタル難民化」を絶対に引き起こしてはなりません。マイナカードを持たない・使わない選択をした人々であっても、何ら差別や不利益を被ることなく、確実かつ簡便に権利を行使できる紙の選択肢と対面窓口を将来にわたって死守する厳正な制度運用を強く求めます。	今後の施策の検討の参考とさせていただきます。